

社会福祉施設等における原子力災害避難計画について



静岡県 危機管理部
原子力安全対策課

富国 有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

1

浜岡原子力発電所の状況

令和4年4月1日現在

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
	廃止措置中		施設定期検査中		
原子炉形式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
電気出力	54万kw	84万kw	110万kw	113.7万kw	138万kw
原子炉設置許可	昭和45年 12月10日	昭和48年 6月9日	昭和56年 11月16日	昭和63年 8月10日	平成10年 12月25日
営業運転開始	昭和51年 3月17日	昭和53年 11月29日	昭和62年 8月28日	平成5年 9月3日	平成17年 1月18日
使用済燃料 保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)
運転状況	運転終了：平成21年1月30日 廃止措置開始： 平成21年11月18日		平成23年5月6日 国が全号機停止を要請 3号機：平成22年11月29日～定期検査中 4号機：平成23年5月13日停止 5号機：平成23年5月14日停止		

富国 有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

※：括弧内は使用途中の燃料体

2



対象となる地域

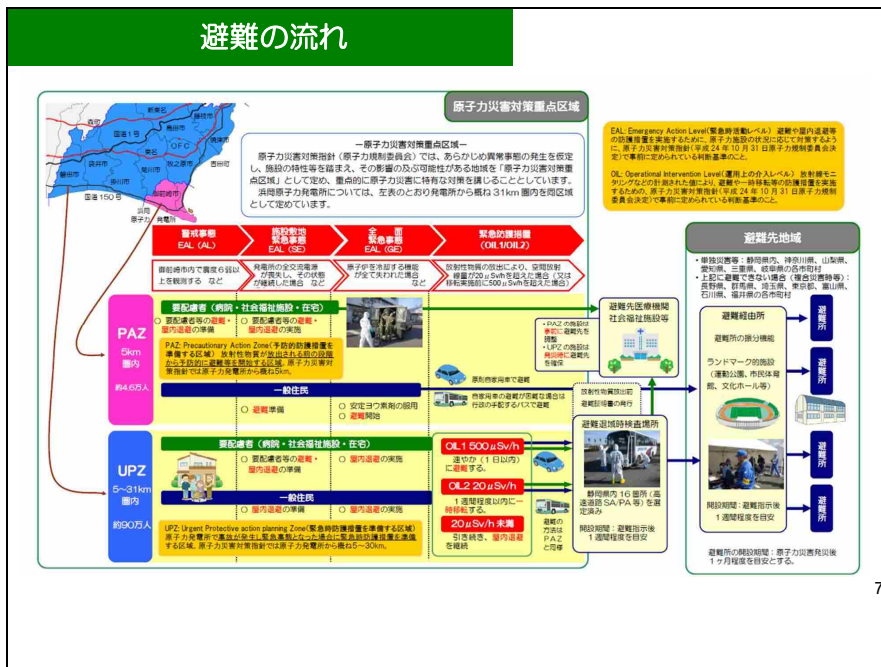
※令和4年4月1日現在

市町名	PAZ内人口	UPZ内人口	市町総人口
御前崎市	30,944	0	30,944
牧之原市	12,214	31,482	43,696
掛川市	—	115,943	115,943
菊川市	—	47,720	47,720
吉田町	—	29,110	29,110
袋井市	—	87,983	87,983
島田市	—	92,062	96,769
磐田市	—	123,571	167,663
焼津市	—	137,353	137,353
藤枝市	—	108,656	142,955
森町	—	3,366	17,563
合計	43,158	777,246	917,699

県民の約4分の1にあたる約82万人がPAZ・UPZ内に居住している。

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

6



避難元市町ごとの避難先（PAZ）

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めて、下表の県内の避難先に加え、同表の県と協議をしている。

避難方向	避難元市	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県
東方	牧之原市（PAZ）	山梨県	長野県

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

避難元市町ごとの避難先（UPZ）

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。政府原子力災害対策本部が、特定した範囲の住民の避難又は一時移転を実施する。避難等を迅速、確実に実施するため、避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え同表の都県と協議をしている。

避難方向	避難元市町	避難先1（原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先2（大規模地震等複合災害時などで避難先1に避難できない場合）
東方	島田市	県内（中部、東部、賀茂）	東京都
	藤枝市	神奈川県	埼玉県
	焼津市	県内（東部）、神奈川県	
	吉田町	県内（静岡市、富士宮市）	群馬県
牧之原市(UPZ)	山梨県		
西方	菊川市	県内（浜松市、湖西市）、愛知県	富山県
	掛川市	愛知県	
	袋井市	三重県	福井県
	磐田市	岐阜県	石川県
	森町	県内（森町内）	静岡県内（森町内）

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

9

避難の単位



UPZに係る市町内に、円滑な避難又は一時移転を実施するための、避難単位を定めている。

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

10

一般住民と要配慮者の避難方法の違い

一般住民の場合

移動方法	自家用車
避難先(複合災害)	県外の避難所

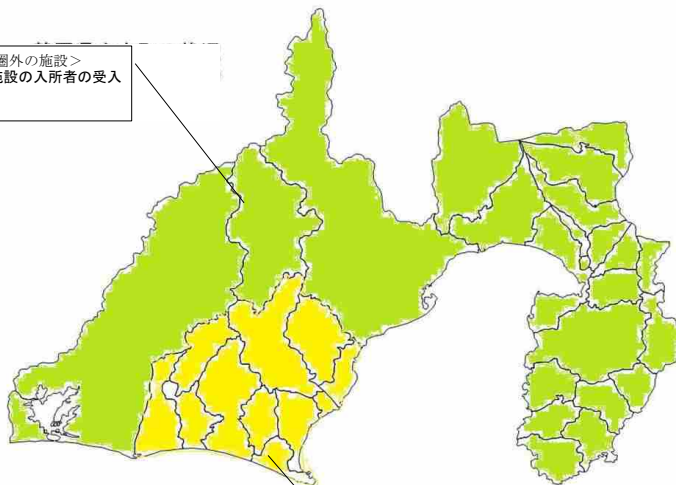
要配慮者

移動方法	福祉車両
避難先(複合災害)	近隣の施設等

- ・要配慮者の方々は遠距離の避難をすることが困難。
→原子力災害対策重点区域(31km)圏外の施設の受入及び移動手段の確保が必要。
- ・移動方法をどのように確保するのか。
- ・施設職員等は同行するのか。

今後進めていきたいこと

< 31 km圏外の施設 >
避難される施設の入所者の受入



< 31 km圏内の施設 >
施設の避難計画の作成
→ガイドラインとひな形の利用

ガイドライン作成の経緯について

・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、本県においては、方が一、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の事故により、原子力災害が発生した場合に備えて、本県内の社会福祉施設等（以下「施設」）の管理者（以下「施設管理者」）があらかじめ避難計画を作成することとしています。このガイドラインは、基本的考え方を整理することにより、特に高齢者入所施設における原子力災害時における避難計画の作成を支援することを目的としています。

・計画を作る根拠

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の「原子力災害事前対策（第2章）の避難収容活動体制の整備（第8節）」（3）には施設管理者が「原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。」となっています。

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）より抜粋

第2章 原子力災害事前対策

第8節 避難収容活動体制の整備

3 要配慮者の避難誘導・移動体制等の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞り者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとし、県は市町を支援する。

① 必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の要配慮者等及び一時滞り者の受入れ体制の整備を支援するものとする。

② 所在市及び関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

ガイドライン及びひな型の使い方①

II. 原子力防災に関する基礎知識

1. 原子力災害

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）によると、原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因して放射性物質又は放射線が原子力施設外に異常放出されたことにより生じる被害とされています。

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある「被ばく」には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があります。原子力災害対策の実施に当たっては、これら双方への対応を十分に検討して、無用な被ばくを回避することが大切です。

図表 11-1 被ばくの分類と概要

被ばくの種類	概要
外部被ばく	放射線が体外から人体に照射されることによる被ばく
内部被ばく	放射性物質が体内に入り込むことによる被ばく

・ガイドブックには計画の作り方のほか、原子力防災に関する基礎知識や避難方法についても掲載している。
・ガイドブックを確認しながら、ひな型の必要部分を記載していくことで計画を作成をする。

(2) 原子力災害対策指針に基づく発電所の状況に基づく防護措置

原子力発電所で事故が発生した場合、「発電所の状況」、「放射性物質が放出状況」、「放射線の測定結果」等に基づき屋内退避や避難等の防護措置が判断され、指示が出ます。

図表 11-6 原子力災害対策特別措置法に基づく通報と事態の流れ

要約	緊急事態区分	PAZの防護措置	LPZの防護措置
原子力発電所内で放射線以上の放射性物質が検出された場合	警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	警戒区域等の避難準備	情報収集
放射性物質が放出され、周辺地域に汚染が及ぶ可能性があるとき	危険緊急事態 この影響が及ぶ可能性があるとき	警戒区域等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。

V-1 屋内退避のポイント

換気扇やエアコンなどは止め、内窓の入り口も閉じましょう。

できるだけ早く屋内に入る。

食卓にはフタやラップをしましょう。

6. 施設利用者情報の整理

平時から利用者等の基本情報や心身の状態、緊急時におけるその情報に関する記録「様式5 施設利用者情報カード」を

図表 111-5 施設利用者情報カードの内容

施設利用者情報カード	
利用者番号	担当者名 (避難誘導責任者)
フリガナ	生年月日 M・T・S・H 年 月 日生
氏名	性別 男・女
居住歴	血液型
現病歴	生活機能に際して障害者・介護の程度などを具体的に記入する留意事項
家族・連絡先	※書かれている方を記入
緊急連絡先	



ガイドライン及びひな型の使い方②

3 原子力災害対策計画<事前対策編>

(1) 原子力災害対策に関する現状確認

施設における原子力災害対策について、施設管理業者や施設の防災担当は、「様式1 原子力災害対応の中心チェックシート」(事業用/防災実施担当者/防災実施担当者)のうち「年単位」のチェックシートをもとに施設の対策状況を把握する。そのうえで、対策が十分な項目については、以降の対応を省略して対策を継続し、既対応を延長しや更新を図る。

(2) 原子力災害対策委員会の設置と役割分担の設定

① 委員会の設置

施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理業者を委員長とする原子力災害対策委員会(以下「委員会」)を設置する。また、委員会の下に、原子力災害対策を執り行う情報班、対策班、訓練班、調査・点検班を設置する(「様式2 施設内体制表」)。

委員は、施設の担当を定め、既対応委員会の委員を担う。また、施設はあらかじめ定めた「様式1 原子力災害対応の中心チェックシート」(年単位/防災実施担当者/防災実施担当者)のうち「年単位」をもとに各事前対策を実施する。

② 既存組織の活用及び委員会の設置が難しい場合の対応

既に災害対策等について検討・推進する組織を設けている場合は、当該組織内で本委員会の審議事項等も含めた委員会の設置が難しい場合は、以下に示す委員会の審議事項を参考に、施設管理業者を中心に施設側の検討の場を少なくとも年1回は設けることで対応する。併せて、全ての対策面の設置が難しい場合は、「様式2 施設内体制表」や本計画書の記載事項を参考に実施すべき対応を講じたうえで、運営の統合や推進者の兼任を検討する。

また、施設規模などから委員会の設置が難しい場合は、以下に示す委員会の審議事項を参考に、施設管理業者を中心に施設側の検討の場を少なくとも年1回は設けることで対応する。併せて、全ての対策面の設置が難しい場合は、「様式2 施設内体制表」や本計画書の記載事項を参考に実施すべき対応を講じたうえで、運営の統合や推進者の兼任を検討する。

③ 委員会の開催・審議事項

黄色いマーカー部分を修正してもらえれば完成するようになっている。

図表 3-1 委員会の審議事項

① 原子力災害対策計画の策定、修正及び改訂に関すること

② 必要対策の進捗の把握及び連絡調整など

1. 利用者の状況 (令和5年3月時点) (以下の欄を必ず入力)

利用人数	施設: ○名(入庫:○名 退庫:○名)
利用者の状況	緊急時(24時間体制)での稼働: 名、 (利用者の稼働方法を記載してください)
	車椅子での稼働: 名、 サポーターありでの稼働: 名、 サポーターなしでの稼働: 名

2. 設備等の状況 (以下の欄を必ず入力)

建物の概要	構造: RC造、鉄骨造、木造等、 階数: ○階建て、 敷地面積: ○㎡(延べ床面積)、 部屋数: ●部屋、 【無対応】 非常用電源の有無: 有り、無し、 放射線防護対策の有無: 有り、無し
設備・備品等	【通信設備】 固定電話: ○台、 携帯電話: ○台、 無線電話: ○台、 防災無線の有無: 有り、無し、 【保有設備】 福祉車両中型: ○台、 福祉車両小型: ○台、 乗用車: ○台、 その他車両(自由記述): ○台

ガイドライン及びひな型のダウンロード

- 県ホームページにおいて掲載
URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/guideline1.html>
QRコード:

